

## 「美夜古会」支部設立及び廃止規程

第1条 支部設立の承認は美夜古会則(以下「会則」という。)第5条第3項に基づき承認されたものをいう。

第2条 支部を設立する時は正会員10名以上の賛同者により結成することができる。

第3条 支部設立の承認を求める場合は、本部に設立承認申請をしなければならない。ただし、この場合次の資料を提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 支部設立までの経緯
- (3) 支部規程
- (4) その他会長が必要と認めるもの

第4条 支部には次の役員を置かなければならない。

- (1) 支部長 1名 支部を代表し支部を総括する。
- (2) 副支部長 若干名 支部長を補佐し、支部長事故の場合その任務を代行する。
- (3) 幹事 若干名 支部長に協力し、支部運営にあたる。
- (4) 監事 1名以上 支部の会計監査にあたる。

第5条 本部は支部設立に要する費用の一部として、会則第5条第3項に基づき承認された支部または支部設立が確実になった(支部設立総会が確定した時)支部に対し、支部長または代表者の請求により支部設立資金を補助する。

- 2 支部設立資金は設立年度に限る。
- 3 支部設立資金は10万円とする。

第6条 支部廃止については、幹事会、評議員会の承認その後、総会の承認により支部を廃止することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成30年4月1日